

宗像市・玄海町現況課題調査票

[様式 1]

1	小委員会	行財政小委員会
6	協議項目	議員定数及び任期の取扱い

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	課 題																																																				
<p>議員定数及び役員任期</p> <p>【議員定数】</p> <table border="1"> <tr> <td>法定定数</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td>条例定数</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>現員数</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>任 期</td> <td>自 平成11年4月30日 至 平成15年4月29日</td> </tr> </table> <p>【役員任期】 議 長：4年 副議長：4年（慣例により2年で辞表提出） 常任委員会：委員会条例の規定により2年 議会運営委員会：委員会条例の規定により2年 議選監査委員：4年</p> <p>会派別及び党派別議員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>共産</th> <th>公明</th> <th>ふネ</th> <th>無所属</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宗像市民クラブ</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>日本共産党</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市民連合</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>自由宗像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>「ふネ」は「ふくおかネットワーク」の略</p>	法定定数	36人	条例定数	22人	現員数	22人	任 期	自 平成11年4月30日 至 平成15年4月29日	区 分	共産	公明	ふネ	無所属	計	宗像市民クラブ		2		5	7	日本共産党	3				3	市民連合			2	4	6	自由宗像				6	6	計	3	2	2	15	22	<p>議員定数</p> <p>【議員定数】</p> <table border="1"> <tr> <td>法定定数</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>条例定数</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>現員数</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>任 期</td> <td>自 平成11年5月1日 至 平成15年4月30日</td> </tr> </table> <p>【役員任期】 議 長：4年（慣例により2年で交代） 副議長：4年（慣例により2年で交代） 常任委員会：委員会条例の規定により2年 議会運営委員会：委員会条例の規定により2年 議選監査委員：4年（慣例により2年で交代）</p> <p>会派別及び党派別議員数</p> <p>会派なし</p>	法定定数	22人	条例定数	16人	現員数	16人	任 期	自 平成11年5月1日 至 平成15年4月30日	<p>議員定数</p> <p>議員定数については、地方自治法の改正により人口5万以上10万未満の市の議員定数は30人で、これを超えない範囲内で条例で定めなければならない。（平成15年1月1日施行） 合併に際しては、定数特例や在任特例を選択できるが、いずれしても合併後の新市の議会議員の適正な定数を検討しなければならない。</p> <p>【新設合併の際の特例選択】 定数特例（合併特例法第6条第1項）……設置選挙を行う。 地方自治法第91条第2項（人口区分ごとの議員の数）の規定にかかわらず、その数の2倍を超えない範囲内で議員定数とし、設置選挙をすることができる。 4年後の一般選挙では、地方自治法第91条第2項で規定されている議員の数以内で、条例で定めた議員定数で選挙が行われる。</p> <p>在任特例（合併特例法第7条第1項）……設置選挙を行わない。 合併後2年以内は新市の議員として在任することができる。 2年以内に行われる一般選挙では、地方自治法第91条第2項で規定されている議員の数以内で、条例で定めた議員定数で選挙が行われる。</p> <p>議会人事 宗像市：各派代表者会で協議し人事がおこなわれている。 玄海町：常任委員会は各議員の希望を取り議長が調整を行っている。</p> <p>議会役員の任期 正副議長の任期（法第103条）及び監査委員の任期（法第197条）によりいずれも議員の任期（4年）とされているが、左欄のとおり。 常任委員会・議運については、自治法上は「条例に特別の定めがある場合を除く外、議員の任期中在任する」と規定されている。両市町ともに委員会条例により任期2年とされている。</p> <p>会 派 宗像市では、会派制をとっており、各党派代表者による議会人事の協議や議会前の会派での勉強会などが行われている。 自治法の改正（法100条）で政務調査費の支給根拠も明確に位置づけられたことから、会派の市政に関する調査研究、政策立案等の機能を期待されている。</p>
法定定数	36人																																																					
条例定数	22人																																																					
現員数	22人																																																					
任 期	自 平成11年4月30日 至 平成15年4月29日																																																					
区 分	共産	公明	ふネ	無所属	計																																																	
宗像市民クラブ		2		5	7																																																	
日本共産党	3				3																																																	
市民連合			2	4	6																																																	
自由宗像				6	6																																																	
計	3	2	2	15	22																																																	
法定定数	22人																																																					
条例定数	16人																																																					
現員数	16人																																																					
任 期	自 平成11年5月1日 至 平成15年4月30日																																																					

宗 像 市 ・ 玄 海 町 現 況 課 題 調 査 票

[様 式 1]

1	小委員会	行財政小委員会
6	協議項目	議員定数及び任期の取り扱い

宗 像 市 の 現 況				玄 海 町 の 現 況				課 題																																													
常任委員会 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定数</th> <th colspan="2">所 管 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務常任委員会</td> <td>8人</td> <td colspan="2">総務部、企画調整部、会計課、教育委員会、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項 他の委員会に属しない事項</td> </tr> <tr> <td>社会常任委員会</td> <td>7人</td> <td colspan="2">市民部及び健康福祉部の所管に関する事項</td> </tr> <tr> <td>建設産業常任委員会</td> <td>7人</td> <td colspan="2">都市建設部、産業振興部、上下水道部及び農業委員会の所管に関する事項</td> </tr> </tbody> </table> 議長の委員会就任状況：慣例として総務常任委員会に所属				区 分	定数	所 管 事 項		総務常任委員会	8人	総務部、企画調整部、会計課、教育委員会、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項 他の委員会に属しない事項		社会常任委員会	7人	市民部及び健康福祉部の所管に関する事項		建設産業常任委員会	7人	都市建設部、産業振興部、上下水道部及び農業委員会の所管に関する事項		常任委員会 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定数</th> <th colspan="2">所 管 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務常任委員会</td> <td>5人</td> <td colspan="2">出納室、議会議務局、総務課、企画財政課及び税務課の所管に関する事項 他の委員会に属さない事項</td> </tr> <tr> <td>社会文教常任委員会</td> <td>5人</td> <td colspan="2">住民課、健康福祉課、生活環境課、同和対策室及び教育課の所管に関する事項</td> </tr> <tr> <td>建設産業常任委員会</td> <td>6人</td> <td colspan="2">上下水道課、産業振興課及び建設課の所管に関する事項</td> </tr> </tbody> </table> 議長の委員会就任状況：慣例として常任委員を辞任				区 分	定数	所 管 事 項		総務常任委員会	5人	出納室、議会議務局、総務課、企画財政課及び税務課の所管に関する事項 他の委員会に属さない事項		社会文教常任委員会	5人	住民課、健康福祉課、生活環境課、同和対策室及び教育課の所管に関する事項		建設産業常任委員会	6人	上下水道課、産業振興課及び建設課の所管に関する事項		常任委員会 常任委員会の数については、地方自治法の改正により数の制限が廃止された。（法第109条） 新市の議員定数によっては、現在の両市町の常任委員会の数の検討も必要だが、委員会の構成人数は審査（会議成立の関係も含め）に必要な最低限の人数を確保しなければならない。 議長の常任委員会への所属について （議長は地方自治法第105条で議決には加わることができないが、委員会に出席し、発言することができる。）													
区 分	定数	所 管 事 項																																																			
総務常任委員会	8人	総務部、企画調整部、会計課、教育委員会、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項 他の委員会に属しない事項																																																			
社会常任委員会	7人	市民部及び健康福祉部の所管に関する事項																																																			
建設産業常任委員会	7人	都市建設部、産業振興部、上下水道部及び農業委員会の所管に関する事項																																																			
区 分	定数	所 管 事 項																																																			
総務常任委員会	5人	出納室、議会議務局、総務課、企画財政課及び税務課の所管に関する事項 他の委員会に属さない事項																																																			
社会文教常任委員会	5人	住民課、健康福祉課、生活環境課、同和対策室及び教育課の所管に関する事項																																																			
建設産業常任委員会	6人	上下水道課、産業振興課及び建設課の所管に関する事項																																																			
特別委員会 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定数</th> <th>所 管 事 項</th> <th>設 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算第1、第2特別委員会</td> <td>11人</td> <td>予算第1：一般会計 予算第2：その他の会計 会派を加味した上で、各常任委員会の半数が、それぞれ第1・第2の構成委員で、任期は2年、2年目は第1と第2交代する。 申し合わせにより、1年間はメンバーを動かさない。</td> <td>予算議案の提案された時に、その都度議長口上で設置</td> </tr> <tr> <td>決算第1、第2特別委員会</td> <td>11人</td> <td>決算第1：一般会計 決算第2：その他の会計 上記、予算第1、第2と同じメンバーで、審査を行う。</td> <td>企業会計は、9月定例で第2を設置 一般特別は11月上旬の臨時議会で第1、2を設置</td> </tr> <tr> <td>ごみ問題調査特別委員会</td> <td>11人</td> <td>宗像市の環境保全のため ・ダイオキシン対策 ・ごみ減量化、リサイクル ・ごみ量の予測 ・その他</td> <td>H11.6.16</td> </tr> <tr> <td>合併対策特別委員会</td> <td>11人</td> <td>合併問題について 広域行政や市町村合併など、今後の行政の在り方を調査研究する。</td> <td>H11.9.8</td> </tr> <tr> <td>議会報編集特別委員会 規定等の有無：有り</td> <td>6人</td> <td>議会報編集に関すること 会派を加味した上で、各常任委員会から2名選出し、任期は2年</td> <td>H11.9.3</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	定数	所 管 事 項	設 置	予算第1、第2特別委員会	11人	予算第1：一般会計 予算第2：その他の会計 会派を加味した上で、各常任委員会の半数が、それぞれ第1・第2の構成委員で、任期は2年、2年目は第1と第2交代する。 申し合わせにより、1年間はメンバーを動かさない。	予算議案の提案された時に、その都度議長口上で設置	決算第1、第2特別委員会	11人	決算第1：一般会計 決算第2：その他の会計 上記、予算第1、第2と同じメンバーで、審査を行う。	企業会計は、9月定例で第2を設置 一般特別は11月上旬の臨時議会で第1、2を設置	ごみ問題調査特別委員会	11人	宗像市の環境保全のため ・ダイオキシン対策 ・ごみ減量化、リサイクル ・ごみ量の予測 ・その他	H11.6.16	合併対策特別委員会	11人	合併問題について 広域行政や市町村合併など、今後の行政の在り方を調査研究する。	H11.9.8	議会報編集特別委員会 規定等の有無：有り	6人	議会報編集に関すること 会派を加味した上で、各常任委員会から2名選出し、任期は2年	H11.9.3	特別委員会 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>定数</th> <th>所 管 事 項</th> <th>設 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算特別委員会</td> <td>16人</td> <td>予算に関する事項</td> <td>予算議案が提案された時に設置</td> </tr> <tr> <td>決算特別委員会</td> <td>16人</td> <td>決算に関する事項</td> <td>決算議案が提案された時に設置</td> </tr> <tr> <td>合併対策特別委員会</td> <td>16人</td> <td>合併問題について 広域行政や市町村合併など、今後の行政の在り方を調査研究する。</td> <td>H11.6.28</td> </tr> <tr> <td>議会報編集特別委員会 規定等の有無：</td> <td>6人</td> <td>議会報編集に関すること 各常任委員会から2名選出し、任期は2年</td> <td>H11.5.10</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	定数	所 管 事 項	設 置	予算特別委員会	16人	予算に関する事項	予算議案が提案された時に設置	決算特別委員会	16人	決算に関する事項	決算議案が提案された時に設置	合併対策特別委員会	16人	合併問題について 広域行政や市町村合併など、今後の行政の在り方を調査研究する。	H11.6.28	議会報編集特別委員会 規定等の有無：	6人	議会報編集に関すること 各常任委員会から2名選出し、任期は2年	H11.5.10	特別委員会 両市町とも予算・決算審査及び議会報編集については、特別委員会を設置し審査・編集が行われている。 議会報編集の特別委員会については、特別委員会の設置の趣旨から継続的にある案件についての特別委員会設置については問題もある。（住民への議会情報の提供の重要性や編集に携わる議員の身分の保障などから、やむを得ないと思われる。） 他の特別委員会については、その調査・研究が終了すれば廃止される。	
区 分	定数	所 管 事 項	設 置																																																		
予算第1、第2特別委員会	11人	予算第1：一般会計 予算第2：その他の会計 会派を加味した上で、各常任委員会の半数が、それぞれ第1・第2の構成委員で、任期は2年、2年目は第1と第2交代する。 申し合わせにより、1年間はメンバーを動かさない。	予算議案の提案された時に、その都度議長口上で設置																																																		
決算第1、第2特別委員会	11人	決算第1：一般会計 決算第2：その他の会計 上記、予算第1、第2と同じメンバーで、審査を行う。	企業会計は、9月定例で第2を設置 一般特別は11月上旬の臨時議会で第1、2を設置																																																		
ごみ問題調査特別委員会	11人	宗像市の環境保全のため ・ダイオキシン対策 ・ごみ減量化、リサイクル ・ごみ量の予測 ・その他	H11.6.16																																																		
合併対策特別委員会	11人	合併問題について 広域行政や市町村合併など、今後の行政の在り方を調査研究する。	H11.9.8																																																		
議会報編集特別委員会 規定等の有無：有り	6人	議会報編集に関すること 会派を加味した上で、各常任委員会から2名選出し、任期は2年	H11.9.3																																																		
区 分	定数	所 管 事 項	設 置																																																		
予算特別委員会	16人	予算に関する事項	予算議案が提案された時に設置																																																		
決算特別委員会	16人	決算に関する事項	決算議案が提案された時に設置																																																		
合併対策特別委員会	16人	合併問題について 広域行政や市町村合併など、今後の行政の在り方を調査研究する。	H11.6.28																																																		
議会報編集特別委員会 規定等の有無：	6人	議会報編集に関すること 各常任委員会から2名選出し、任期は2年	H11.5.10																																																		

宗 像 市 ・ 玄 海 町 現 況 課 題 調 査 票

[様 式 1

1	小委員会	行財政小委員会
6	協議項目	議員定数及び任期の取り扱い

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	課 題
<p>議会運営委員会 定 数：8人以内（現員数7人） 任 期：2年 選出方法：各会派から選出する数は、3人以上で構成する会派にあっては3人に1人の割合で選出し、2人以下で構成する会派及び会派に所属しない議員にあってはその総数から1人を選出する。ただし、常任委員長が所属する会派にあっては、当該会派等の選出議員数から常任委員長の数を控除した数とする。 議長の就任状況：委員になっていない（自治法第105条で出席）</p> <p>その他 【各派代表者会】 構 成：各会派から選出する数は、3人以上で構成する会派にあっては3人に1人の割合で選出し、2人以下で構成する会派及び会派に所属しない議員にあってはその総数から1人を選出する。 所管事項：・議員報酬等に関すること ・議会内の役員人事に関する事項 ・その他議長が、議会運営委員会の協議になじまず、かつ調整があると認める事項 費用弁償：支給しない</p> <p>【全員協議会】 開催時期：毎定例会初日の本会議終了後 その他議長が必要と認める時に、議会運営委員会に諮り開催 協議内容：議案に付随しない規則要綱等の制定、改正等の報告 行政報告 一部事務組合等の動き 議会運営等の協議事項の報告 その他議会行事等の案内 費用弁償：支給しない</p> <p>【連絡会議】 開催時期：定例会月を除く月の第1月曜日、午後1時30分から 定例会月は、全員協議会の前に開催 会議内容：前月の行事実績及び当月の行事予定の報告 その他議会行事等の案内</p> <p>【議員互助会】 規約の有無：有り（宗像市議会議員互助会規約） 会の資金： 会費は議員1人当り3,500円を毎月報酬から徴収する。 参加負担金 市からの助成金は12年度から無し</p>	<p>議会運営委員会 定 数：5人 任 期：2年 選出方法：副議長、監査委員及び各常任委員会より選出された者（3名）を議会に諮って指名する。</p> <p>議長の就任状況：委員になっていない（自治法第105条で出席）</p> <p>その他 【各派代表者会】 会派なし</p> <p>【全員協議会】 開催時期：申し合わせでは、毎月末に開催となっているが不定期（なるべく定例会開会時に） 協議内容：左記と同様</p> <p>費用弁償：支給しない</p> <p>【連絡会議】 なし</p> <p>【議員互助会】 規約の有無：有り（玄海町議会議員互助会会則） 会の資金： 会費は議員1人当り2,000円を毎月報酬から徴収する。 参加負担金 町からの助成金は12年度から無し</p>	<p>議会運営委員会 定数、選任方法が異なる。</p> <p>全員協議会、連絡会議 宗像市では全員協議会は議運協議事項で、基本的には全員出席 また連絡会議は議員が市の行事を把握していることの必要性から毎月行われている。</p> <p>議員互助会 議員互助会に対する公費助成は、人間ドック費用も含め、他市の裁判の結果、違法性があると指摘されている。</p>